

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年10月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

- (1) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

11番 足立 昌人 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡透君）

それでは本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

11番足立委員1名でございます。ご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

1番 安田委員、2番 臼田委員のお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。
議案は、1ページになります。

1番の案件

位置図は、1・2ページになります。

申請地は、上日立集会場の南130m程に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑884㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

こちらの申請地は、空き家付随農地として指定された農地となります。

譲渡人は、相続にて住宅及び土地を取得したが、他所に自宅があるため相続した住宅は空き家となっており、維持管理が難しいため、空き家バンクに登録し、農地と共に売却をしたい、と言うもの。

譲受人は現在他県に住んでいるが、田舎暮らしがたく、申請地を含む土地建物を購入し、申請地を農地として利用したいと言うものでございます。

なお、譲受人より営農計画書が提出されており、主に果樹を植えると言う計画書が提出されております。営農計画書はお手元に配布しておりますのでご覧ください。

2番の案件

位置図は、3・4ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの北西270m程に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 279㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、耕作を行うことが困難であるため、譲受人に売却すると言うもの。

譲受人は、現在、遠方に住んでいるが、定年を迎え、帰郷するため住宅の建築を計画しており、申請地を購入し、耕作したいと言うものでございます。

なお、譲受人所有の農地には無断転用があり、是正する旨の申述書が提出されております。

3番の案件

3番の案件につきましては、田下委員の案件となりますので、1番、2番、4番の審議が終わりましたら、3番の案件に戻り、審議を行います。

4番の案件

議案は本日お配りしましたA4サイズ1枚の議案をご覧ください。

位置図は、7・8ページになります。

申請地は、富岡公民センターの南西260m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田2, 736㎡。

申請の目的は、使用貸借権の設定です。設定期間は5年間です。

使用貸人は、高齢であり農地の維持・管理が困難となってきたところ、息子である使用借人より申請地を借り受けて耕作をしたいとの申し出を受けたため貸すと言うもの。

使用借人は、農業経営拡大のために申請地を借り受けたいと言うものでございます。

全ての申請地について、9月14日に現地を確認したところ農地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの2件、使用貸借権に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

先ほど事務局が説明されましたように、3番の案件につきましては、後ほど審議を行う事としますので、1番、2番、4番につきまして、山田彰委員さん、西部委員さん、安田委員さんから譲受人の営農状況について、お伺いをいたします。

それでは、山田委員さんよろしいでしょうか。

○3番（山田彰君）

1つ質問です。空き家バンクの指定はどのようにされますか。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

まず、空き家バンクに登録します。次に農業委員会へ関市指定農地申出書を提出していただき、申請の受理後、現地確認を行い農地であることを確認し、本人へ判断結果を通知するという仕組みになっています。

○3番（山田彰君）

手続きについてはわかりました。

空き家付きの農地の指定を受けますね。その後、営農計画の提出を求めているかと思います。その内容について、どこまでの内容のものを求めているのかについて疑問に思います。というのも、前回本郷地区もこのような空き家の案件がありました。そちらについては積極的に果樹を行うというでした。ただ、多くの案件は空き家に農地がついてくるためやむを得ず購入するという方がほとんどのように感じます。そのような中、どこまで細かく提出を求めるのかという疑問があります。確かに農地法3条ということで営農計画が提出されていますし、農業もやっつけられることと思います。ただ、空き家付きの案件について細かく提出を求めるのかということは、もちろん法的に必要であれば求めるべきですが、本当に必要であるかということに疑問に思います。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

おっしゃる通りかと思います。ただ、案件によっては5反近く付随農地として購入されるような場合もございます。そういった場合、営農計画を確認し、本当に耕作ができるのか確認することとしています。実行可能な計画が提出されていなかった場合、まずは反数を減らして購入し、営農経験を積んでから、追って購入してもらおうとお伝えしています。そのために営農計画の提出を求めています。また、空き家を購入される方は県外の方で都会住まいの方が多くみられます。そういった方の場合、耕作がきちんとできるのか確認する意味もあり営農計画の提出を求めています。

○3番（山田彰君）

はい、ありがとうございました。

○議長（野村茂君）

西部委員さんよろしいでしょうか。

○15番（西部徹君）

はい、特にありません。

○議長（野村茂君）

安田委員さん、お願いします。

○1番（安田美雄君）

4番の案件についてです。母親から借りて経営規模を拡大するという内容となっていますが申請者の営農状況について疑問に思います。というのも、私自身がこの近辺で耕作しており、申請地の耕作状況を見ていますが、他の方が耕作しており、農業に従事している状況が確認できません。また、細目書についても弟の名義で提出していると話していました。他の地区での営農状況はわかりませんが、本地区での営農状況はこのような状態です。また、現在の耕作者との話し合いも済んでいないような状況ですので、本件は保留としていただくのが適切かと思っております。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございました。

4番の案件の営農状況については安田委員さんからお聞きした通りです。議案第1号について他に補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手あり)

はい、安田委員さん。

○1番(安田美雄君)

はい。1番の案件ですけども、写真を見るととても農地のように思えません。埋め立てしてあるようにも思えますが。

○事務局課長補佐(長谷部香織君)

こちらは、防草シートが敷いてあります。

○1番(安田美雄君)

はい、わかりました。

(挙手あり)

○議長(野村茂君)

はい、野田委員さん。

○5番(野田卓志君)

4番の案件ですが、申請者の方の居住地が私の地区で、私も申請書の確認をしています。また、私自身、申請者の方と、その弟さんと知り合いです。男3人兄弟で、以前農業法人を立ち上げるような話が出ていたように記憶しています。確かに申請者の方はお勤めをされており、販売先を探すなど営業を中心にされている状況で、一番下の弟さんがメインで農業をされている状況です。今全体としては8町歩くらい耕作されています。同じ世帯であればこのような申請の必要はないかと思いますが、同じ住所でも世帯を分けているため今回のような3条申請が必要であると聞いています。実際の営農状況はわかりませんが、農機具も持ってみえますし、弟が農業をやっているという話は聞いています。以上です。

○議長(野村茂君)

はい、ありがとうございます。他にご意見はございますか。

(挙手なし)

○議長(野村茂君)

それでは他にございませんようですので、また質疑もございませんようですので、これより採決をしたいと思います。

議案第1号の4番については安田委員さんから保留にしてはどうかというご意見、野田委員さんからは今の世帯の事情について意見をいただきましたが、ここで4番については皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(意義なしの声)

○議長(野村茂君)

それでは、先に4番について皆さんにお諮りします。安田委員さんからもご意見ありましたように4番については保留にするという方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。18名中4名の方がご賛成ということですので、保留には致しません。それでは改めて、お諮りします。議案第1号の1番、2番、4番について原案の通り許可することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

はい、ありがとうございました。過半数以上の挙手をいただきました。
議案第1号の1番、2番、4番については原案の通り許可することといたします。

○1番（安田美雄君）

許可となりましたが、農業経験も無く、会社員であるため従事日数も少ないことについて、事務局は説明がつくのでしょうか。そういった方が取得するということは他にも考えがあるのではないかと考えてしまいます。私は、先ほども発言しましたとおり、現在の耕作者との話し合いが終わるまで保留にしてはどうかと思います。

許可となると事務局としてはその2点説明ができるということになるのでしょうか。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

事実申請者の方は会社員です。従事日数150日で申請が出てきていますが、主で農業をされているのは弟さんです。ただ、申請者も手伝っていることを確認しています。また、実際に耕作をしていることだけが農業ではなく農作物を販売するための営業活動も農業に含めて考えるため、その日数も従事日数に含みます。

譲受人の父は認定農業者として営農してみえましたが、亡くなられ、相続未登記の状態です。今回の申請は他の農地を買い取たいという目的もありまして、譲受人の母名義の土地を使用貸借することにより譲受人自身が5反要件を満たした上で農業経営の拡大を進めていきたいという思いがあると聞いています。

実際に耕作している人がみえることについては、農地台帳上確認ができません。そのため当人同士で話をさせていただく以外に方法がありません。許可となれば今後の耕作について話をしようお伝えし、許可証を交付したいと考えています。

○議長（野村茂君）

安田委員、よろしいでしょうか。

○1番（安田美雄君）

はい。

○議長（野村茂君）

続きまして、3番の案件について事務局の説明を求めます。

3番の案件につきましては田下委員の案件になりますので、田下委員さんは退場をお願いします。

(田下委員退席)

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

3番の案件

位置図は、5・6ページになります。

申請地は跡部公民館の北西330m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田841㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。
譲受人は、農業経営拡大のために譲り受けたいと言うものでございます。
申請地について、9月14日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。
以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、私から譲受人の営農状況について、発言いたします。

譲受人の営農状況につきましては、認定農業者でありますので、問題はございません。

議案第1号の3番の案件について、他に補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（ 挙手無し ）

議案第1号の3番について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（ 挙手無し ）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号の3番の案件について、許可すること
に、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

全員挙手のため、議案第1号の3番の案件について許可することとします。

田下委員さん 席にお戻りください。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題と
します。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、2ページ
になります。

1番の案件

位置図は、9・10ページになります。

申請地は、中濃消防組合消防本部関消防署の南東100mに位置する登記地目 田、現況地目 雑種
地 2筆合計175.25㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用目的は、貸駐車場です。

申請人は、近隣住民や会社から駐車場敷地として賃借したい旨の申し出を受け、貸駐車場として転用
したいと言うものです。

申請地は昭和55年に駐車場として、転用の許可を取っておりますが、地目変更をしていなかったた
め今回、貸駐車場として利用する事から、再度、転用を取られると言う申請です。

9月14日に現地を確認したところ、すでに駐車場として利用されており、雑種地であることを確認
しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、事変1番と同時許可案件となります。

2番の案件

位置図は、11・12ページになります。

申請地は、庄中公民館の東90m程に位置する登記・現況地目 田 2筆合計208㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、共同住宅でございます。

申請人は、申請地を相続したが、継続しての耕作が難しくなっており、営農面積を縮小して、申請地に共同住宅1棟2戸を建築して、家賃収入を得たいと言うものです。

9月15日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、十三塚公民センターの南東130m程に位置する登記・現況地目 畑 3筆合計914㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため第3種農地と判断します。

転用の目的は、共同住宅でございます。

申請人は、申請地を相続したが、継続しての耕作が難しくなっており、営農面積を縮小して申請地に共同住宅2棟10戸を建築して家賃収入を得たいと言うものです。

9月15日に現地を確認したところ畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件

議案は3ページ、位置図は、15・16ページになります。

申請地は側島公民館の南東300m程に位置する登記地目畑 現況地目宅地2筆合計361.65㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、隣接地と一体利用をして、自宅敷地内の進入路と、庭の拡張、及び、一般個人住宅を建築したいと言うものでございます。

9月14日に現地を確認したところ平成6年頃から宅地として造成し一般個人住宅を建築し、利用していると言う始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張のため、転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

5番の案件

位置図は、17・18ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの西540m程に位置する

登記地目畑 現況地目宅地 1筆 119㎡ 登記地目田 現況地目宅地 2筆 35.53㎡

3筆合計154.53㎡。

農地の区分は10ha以上の集団農地での農地であるため第1種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

申請人は現在の自宅敷地が手狭であるため近接する申請地において家族の車を駐車する車庫と生活用作業をするための居宅として利用したいと言うものです。

9月14日に現地を確認したところ、昭和63年に申請人の父が建築し相続により違反転用の事実を知った為是正するために申請を行うと言う経緯書が添付されております。

申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。集落に接続しており転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

なお本案件は事変4番と同時許可案件となります。

以上、5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

現場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思いますので、担当地区の井上委員さん、玉田委員さん、西田委員さん、西部委員さんご意見や補足説明がありましたらお願いします。

○4番（井上正隆君）

1番ですが問題ありません

○8番（玉田和久君）

2番ですが問題ありません

○14番（西田耕三君）

問題ありません

○15番（西部徹君）

5番ですが問題ありません。

○議長（野村茂君）

それでは議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の5件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員挙手のため、議案第2号の5件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件

位置図は、19・20ページになります。

申請地は、富津橋の北480m程に位置する登記・現況地目 田 2筆1, 797㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため第2種農地と判断します。

転用の目的は太陽光発電施設です。

譲渡人は、農地として維持するのが困難になってきており、譲受人の要望に叶えると言うもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電システム敷地として利用したいと言うものでございます。

9月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。
申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。
なお、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

2番の案件

位置図は、21・22ページになります。
この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。
申請地は、下迫間公民館の北西420m程に位置する登記・現況地目 田 490㎡。
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため第2種農地と判断します。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は高齢のため、耕作が困難であることから、譲受人の要望により譲り渡すと言うもの。
譲受人は現在、親と同居をしているが、子が成長し手狭となったため、譲受人の職場に近く、利便がよい申請地を購入し、住宅を建築したいと言うものでございます。
9月14日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しています。
申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

議案は5ページ。位置図は、23・24ページになります。
申請地は、道南公民館の西30m程に位置する登記・現況地目 畑 412㎡。
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。
譲渡人は、仕事などで忙しく農業をすることが困難になってきたため譲受人の要望により譲渡すと言うもの。
譲受人は申請地を買い受けて住宅を建築すると言うものでございます。
9月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件

位置図は、25・26ページになります。
申請地は、富士塚公民センターの東190m程に位置する登記・現況地目畑 2筆合計417㎡。
農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。
転用の目的は一般個人住宅です。
譲渡人は昭和56年に倉庫・駐車場として利用するため申請地及びその隣地を取得しましたがその際に隣地のみで事業が達成できてしまったため申請地は畑として利用しておりましたが高齢のため耕作が困難となり譲受人からの要望により譲渡すと言うもの。
譲受人は現在、郡上市に住んでいるが岐阜県が施行する道路改良事業により自宅が収用されることとなった為利便性の良い申請地を買い受けて住宅を建築すると言うものでございます。
9月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。
申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。
なお本案件は事変2番と同時許可案件となります。

5番の案件

位置図は27・28ページになります。
申請地は、関市清掃事務所の東240m程に位置する登記・現況地目畑 2筆合計578㎡。
農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は刃物製造販売業駐車場でございます。

譲渡人は譲受人の要望に叶えると言うもの。

譲受人は現在、申請地の南側において刃物製造販売業を営んでおり敷地内にある倉庫が手狭で新たに倉庫の新設を計画したが駐車場敷地が減少する為申請地を譲り受け駐車場として使用したいと言うものでございます。

9月14日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

6番の案件

議案は6ページ。位置図は、29・30ページになります。

申請地は新田公民センターの東240m程に位置する登記・現況地目 畑 295㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は貸駐車場です。

譲渡人は周辺が住宅化してきたことから本申請地を農地として維持・管理する事が困難であり譲受人の申し出により譲り渡すと言うもの。

譲受人は貸駐車場として利用したいと言うものでございます。

9月15日に現地を確認したところ畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

7番の案件

位置図は、31・32ページになります。

申請地は、関西公民センターの北西500m程に位置する登記・現況地目 田 853㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、娘夫婦や、貸人夫婦の生活の安定のため親子で助け合い生活をしていきたいと言うもの。

使用借人はアパートに居住しているが勤務状況や両親の世話の都合により実家の隣地に住宅を建築したいと言うものでございます。

9月15日に現地を確認したところ田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

8番の案件

位置図は、33・34ページになります。

申請地は、瀬尻小学校の南520m程に位置する登記・現況地目 田 291㎡ 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢のため申請地を耕作・管理をして行くことが困難となってきた為、申請地を売却して、今後の生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人はマンション住まいであるが、独立して自分の家を持ちたいと思い、住宅地を探していた所、譲渡人より、本申請地を売却したい旨である事を知り申請地を購入し、自宅を構えたいと言うものでございます。

9月15日に現地確認をしたところ田で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

9番の案件

議案は7ページ。位置図は、35・36ページになります。

この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は関広見インターチェンジ料金所の西140m程に位置する登記・現況地目田 2筆合計314㎡。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に東海環状自動車道関広見インターチェンジの料金所が

あるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は貸駐車場及び貸資材置場でございます。

譲渡人は成年被後見人であり、成年後見人より申請書が提出されております。

譲受人は、申請地の北側に居住し、土木・建築業を営んでいます。事業規模の拡張に伴い、資材置場及び、駐車場が手狭になり今回申請地を購入し経営している会社に賃貸すると言うものです。

現在事業用トラックや従業員の車を付近の路上に駐車しており度々警告を受けていることから交通安全の面からも危険である為申請地を購入して経営する会社に貸し不法な路上駐車状態を解決したいと言うものでございます。

9月15日に現地を確認したところ田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

10番の案件

位置図は37・38ページになります。

申請地は関市役所西部支所の北20m程に位置する登記・現況地目田 1, 585㎡。

農地の区分は申請地から概ね300m以内に関市役所西部支所があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は分譲住宅でございます。6区画6棟の建売分譲です。

譲渡人は譲受人の要望により申請地を売却したいと言うもの。

譲受人は申請地の近隣に住宅及び、公共施設等があり建売分譲地に適しているため申請地を購入し、建売分譲をすると言うものでございます。

譲受人は過去に何度も分譲住宅の転用申請をされておりますが、事業の完了報告の提出もされておりますし、住宅が建設されている事も確認しております。

9月15日に現地確認をしたところ田で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は事変3番と同時許可案件となります。

また、本案件は1,000㎡を超えているため関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

11番の案件

位置図は39・40ページになります。

この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は山田公民センターの南530m程に位置する登記・現況地目田 1, 525㎡。

農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため第2種農地と判断します。

転用の目的は貸資材置場です。

譲渡人は、譲受人の申し出に応じると言うもの。

譲受人は、リサイクル業貸資材置場として利用したいと言うものでございます。

9月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第2種農地であるため代替地性について検討した結果他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお本案件は1,000㎡を超えているため関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

12番の案件

議案は、8ページ。位置図は、41・42ページになります。

この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は上之保浄化センターの南70m程に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2筆 323㎡

登記地目 田 現況地目 雑種地 1筆 735㎡ 3筆合計 1,058㎡。

農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため第2種農地と判断します。

転用目的は土木建築工事業資材置場です。

譲渡人は管理できないため譲り渡したいと言うもの。

譲受人は申請地を買い受け建築用資材置場として使用したいと言うものでございます。

9月14日に現地を確認したところ昭和57年頃に研磨作業用の作業所を建築するとともに、雑種地として使用しており始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため代替地性について検討した結果他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件

位置図は、43・44ページになります。

申請地は関市上之保奥山キャンプ場の南東1,010m程に位置する登記・現況地目畑 216㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため第2種農地と判断します。

転用目的は空手道場保養所駐車場です。

譲渡人は休耕のまま放置しており管理も行き届かないため譲り渡したいと言うもの。

譲受人は申請地を買い受け空手道場保養のための駐車場としたいと言うものでございます。

9月14日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第2種農地であるため代替地性について検討した結果他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件

位置図は、45・46ページになります。

申請地は、博愛小学校の東380m程に位置する登記・現況地目 田 1,161㎡農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は農地の維持・管理が困難なため、譲り渡すと言うもの。

譲受人は事業拡大のため、太陽光発電施設を設置すると言うものでございます。

9月14日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思っておりますので、まずは第1地区担当の 安田委員、臼田委員さんから、案件の1番から3番につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○1番（安田美雄君）

1番問題ありません。

○2番（臼田正嗣君）

2番、3番問題ありません。

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。1番～3番についてはご意見がないということでございます。

他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

ございませんようですので、次に、第2地区の現場確認をされた、野田委員、山田タツエ委員さんからご意見を頂きたいと思えます。

○5番（野田卓志君）
4番特に問題ありません。

○9番（山田タツエ君）
5番特に問題ありません

○議長（野村茂君）
はい、ありがとうございます。
それでは、他に案件の4番、5番につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）
ございませんようですので、次に第3地区の現場確認をされた、青山委員、永田委員、西田委員さんからご意見を頂きたいと思えますので、案件の6番から11番につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○12番（青山雅紀君）
9番特に問題ありません。

○14番（西田耕三君）
11番特に問題ありません。

○議長（野村茂君）
ありがとうございます。6番～11番について他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

ございませんようですので、次に、第4地区・第5地区の現場確認をされた、西部委員、長尾委員、田下委員さんからご意見を頂きたいと思えますので、案件の12番から14番につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○15番（西部徹君）
12番特に問題ありません。

○16番（長尾始君）
13番特に問題ありません。

○19番（田下喜代君）
15番特に問題ありません。

○議長（野村茂君）
ありがとうございます。12番～14番までについて他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(挙手あり)

はい、野田委員さん。

○5番(野田卓志君)

質問です。13番について、空手道場保養所駐車場となっていますが、近くに保養所があるということですか。

○事務局課長補佐(長谷部香織君)

はい。位置図、43, 44ページをご覧ください。赤の囲いが申請地です。その北側に家が1件ありますが、ここを購入し保養所とするということが決まっています。

○5番(野田卓志君)

はい、ありがとうございます。

○議長(野村茂君)

他にご意見ある方みえませんか。

(挙手なし)

無いようですので、第3号議案の1番～14番までについて質疑のある方は挙手にて発言をお延害します。

(挙手なし)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の14件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の14件について原案のとおり 岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長谷部香織君)

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は9ページになります。

1番の案件

位置図は、9・10ページになります。

申請地は、中濃消防組合消防本部 関消防署の南東100mに位置する

現況地目 雑種地 2筆合計 175.25㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と申請地、及び、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、駐車場敷地として使用貸借にて許可を取得し、埋め立て工事を行いました。一部を分筆、売買にて当初の許可面積より減少し、現在に至っております。

今回、計画変更申請者より、使用貸借を解約したい旨の申し出があったため、計画変更の申請を行うものです。

事業計画変更申請者は、近隣住民及び、会社から駐車場敷地として、賃貸したい旨の申出を受け、貸駐車場としたいと言うものであります。なお、本案件は、4条1番と同時許可案件となります。

2番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、富士塚公民センターの東190m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆合計417㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と申請地、及び、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、当初、3筆の一带の土地を、倉庫及び駐車場の目的で転用の許可を得ておりましたが、その際、一部の土地のみで目的が達成できた為、外の2筆は計画通りに転用しませんでした。継承者は、現在、他市に居住しておりますが、岐阜県が施行する道路改良事業にて自宅が収用されることになり、利便性の良い本申請地を買い受けて、住宅を建築したいと言うものです。

なお、本案件は5条4番と同時許可案件となります。

3番の案件

議案は10ページ、位置図は、37・38ページ になります。

申請地は、関市役所西部支所の北20m程に位置する現況地目 田 1, 585㎡。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に、関市役所西部支所があるため第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅でございます6区画。6棟の建売分譲です。

変更内容は、転用事業者及び、転用目的の変更です当初事業計画者は、動物病院併用住宅及び、タヌキ博物館併用住宅を建築する予定でしたが、計画がとん挫しておりました。

継承者は、申請地を購入し、分譲住宅として利用したいと言うものです。

なお、本案件は5条10番と同時許可案件となります。

4番の案件

位置図は、17・18ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの西540m程に位置する 現況地目宅地 119㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

変更内容は、転用事業者及び、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、自宅敷地が手狭であったため、自己所有の申請地に駐車場とする計画で、4条許可を取得したが、本来であれば、駐車場とすべきところ、2階建ての住宅を建築してしまいました。継承者は、相続人である息子が、自宅敷地が手狭であるため、近接する申請地において、家族の車を駐車する車庫と、生活用作業を行うための居宅として利用したいというものでございます。

なお、本案件は4条5番と同時許可案件となります。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは 挙手にて、発言をお願いします。

(挙手なし)

ございませんようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(挙手なし)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号の4件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに 異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員挙手のため議案第4号の4件について原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

次に、報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題とします事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は11ページになります。

行政書士等から、山林化されている農地などの現況を確認し、非農地判断をして欲しいと依頼のあった土地について、9月に農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果、植林ではなく農地を放置した事により、雑木が生え、山林化された土地について、農地台帳から削除すると言うものでございます。

議案の現況地目がすでに、山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても、現況が山林化されていると確認しているものであります。

事務処理としましては、9月13日に現場確認をし、農業委員会事務局内で決裁を取り、その後、岐阜県知事、岐阜地方法務局美濃加茂支局長、市役所税務課長、所有者に対し、非農地通知書を送付しています。

この非農地通知書を添付し、法務局に申請することにより、登記簿に記載されている農地から、山林等に地目変更をすることができます。

地区は、上之保地区の1筆です。

以上 1件を報告させていただきます。

○議長（野村茂君）

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は 本日配布させていただきました議案ご覧ください。

1番の案件

届出地は、武芸川地内の 田 841㎡。

賃借人は、〇〇〇〇です。

合意解約成立日は、令和4年9月1日です。

○議長（野村茂君）

報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

○職務代理 (閉会挨拶)

午前 時 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

_____ 印

1 番

_____ 印

2 番

_____ 印